

会員各位

(一社)西新井青色申告会
会長 矢ノ倉利明**12 月分の給与額・賞与額が決まっている方の
年末調整(マイナンバー)相談会のご案内**

専従者や従業員(アルバイトも含みます)などの 12 月分までの給与・賞与を支給済みの方、または支払額が決定している方は、下記日程の個人別相談会にご出席ください。

なお、**中間決算相談会でマイナンバーの確認をされていない方は、事業主だけでなく専従者や従業員、そしてその扶養家族の方のマイナンバーを確認できるようにして相談会にご出席ください。番号が分かれば証明書などは必要ありません。すでに当会においてマイナンバー保管用 USB を作成されている方は、そちらをお持ちいただくだけで結構です。**

また、扶養家族の配偶者に所得があると特別控除額が変わる場合があります。所得額を確認できるよう勤務先より「源泉徴収票」などを受け取って相談会にご出席ください。

記

☆会 場 西新井青色申告会館 電話(3885)4105

☆ご用意いただくもの ①会員証 ②印鑑

③平成 28・29 年分源泉徴収簿

平成 29 年分は 7 月の続きです。12 月分まで支給額・税額を記入してきてください。

④平成 29 年分扶養控除等(異動)申告書

⑤平成 29 年分保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書(該当欄に記入してきてください)

◎各人の支払った国民年金、国民年金基金、生命保険、年金タイプの保険、地震保険等、小規模企業共済掛金等の支払ったことの証明書類等を必ずお持ちください。忘れま
すと控除ができませんので必ずご持参ください。

⑥納付書 ・税務署より送られた源泉税の納付書(年末調整関係資料の封書に入っていて
事業主の住所・名前が印刷してあります)

・平成 28 年分(前・後期)、平成 29 年分(前期)納付済のもの

⑦雇人や専従者で 2 年目以降の住宅取得控除を受ける方

・「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」(税務署より送付)

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(金融機関より交付)

⑧6 月 29 日～7 月 10 日の源泉相談会でダイレクト納付の届出書を受け取っている方

・振替を希望される金融機関のお届け印を押印のうえお持ちください。

☆納付方法 金融機関の他、相談会期間中は事務局でも納付を取り扱っております。なお、源泉税には口座振替制度はありませんが、e-Tax を利用している方は、事前に届出をすればダイレクト納付という振替制度を利用することができます。希望される方は、口座のお届け印を当会までお持ちください。お勧めします!

☆日 程 混雑防止のため可能なかぎり所属される支部の相談日にご出席ください。

月 日	午前 9 時～11 時	午後 1 時～4 時	月 日	午前 9 時～11 時	午後 1 時～4 時
12/14(木)	13・18・20	22・別地区	12/18(月)	2・6・10	4・11・24
15(金)	5・7・9・ <small>タシ</small> 第 1	3・19・21	19(火)	14・15・ <small>タシ</small> 第 2	16・17・23
16(土)	1・8・12				

平成 29 年分前期(1 月～6 月)が無申告の方は、今回の相談期間中に必ずご出席ください。
1～3 月の決算・確定申告相談会では源泉の相談は致しかねます。



マイナンバー